

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年2月13日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	新潟市総合保健医療センター内飲料自動販売機設置に係る公有財産貸付
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市保健衛生部保健衛生総務課
(4) 入札日時・場所	令和7年3月5日 午前10時00分 新潟市総合保健医療センター2階 2-1会議室
(5) 貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
(6) 貸付場所等	仕様書のとおり
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(11) 契約保証金	免除
(12) 予定価格	公表しません。
(13) 最低貸付料	仕様書のとおり
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

(15) その他特記事項	入札金額欄は、消費税及び地方消費税を除いた価格で、売上金額 100 円に対する貸付料（貸付単価）を小数点第 2 位まで記入してください。
--------------	--

2 貸付物件

仕様書のとおり

3 自動販売機設置方法

自動販売機は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号、新潟市公有財産規則等に基づき賃貸借契約（以下「契約」という。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番地 11 号

新潟市総合保健医療センター 1 階エントランスホール 2 台（別紙位置図参照）

5 貸付期間（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（5 年間・更新なし）までとします。

6 入札参加資格の要件

（1）次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- ①本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に「缶・ペット・紙パック飲料自動販売機」の登録がある者
- ② 令和 4 年 4 月 1 日以降応募の日までの間に、新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者
- ③ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

（2）次に該当する方は、応募することができません。

- ①契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ②市税の滞納がある者
- ③自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

7 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

(1) 提出書類

以下の①から⑦までを封筒に入れて提出してください。

① 一般競争入札参加申請書（自販機様式1）

② 事業者（会社）概要

会社のパンフレットでも結構です。会社名、所在地、経歴、従業員数等の表記があれば、形式を問いません。（パンフレットに補記することも可）

③ 自動販売機設置実績報告書（自販機様式2）

④ ア 個人の場合 住民票

イ 法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）又は商業登記簿謄本

⑤ 市税の納税証明書等

ア 本市に納税義務がある場合 納税証明書（「新潟市入札用」発行後1カ月以内のもの）※コピー（写し）可能

イ 本市に納税義務がない場合 申立兼同意書（自販機様式3）

⑥ 誓約書（自販機様式4）

⑦ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力、その他機能が確認できるもの）

(2) 提出先 新潟市 保健衛生部保健衛生総務課

新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

電話 025-212-8014

(3) 提出方法 参加希望の方は、入札参加申請書その他必要書類を作成し、直接ご持参ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(4) 申請期限 令和7年2月25日

(5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(6) 個人情報 提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、参加資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

(1) 様式 別紙に準じて作成してください。

(2) 提出期限 令和7年2月21日

(3) 提出先 新潟市保健衛生部保健衛生総務課

(4) 提出方法 電子メール（hokeneisei@city.niigata.lg.jp）のみの受付となります。

- (5) 回答日 令和7年2月26日まで
- (6) 回答方法 申請者へメールにて回答するほか、新潟市総合保健医療センター2階に掲示します。
- (7) その他 電話・来庁・ファクシミリでの受付は一切行いません。

9 設置者予定者の選定

- (1) 入札日時、場所
令和7年3月5日（水）
新潟市総合保健医療センター2階 2-1会議室
- (2) 一般競争入札を行い、貸付単価（商品の販売に係る売上額100円に対する貸付料）の最高金額をもって有効な入札者を設置予定者とします。
設置予定者は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置者となります。

10 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 入札にあたって、入札書は別紙（別記様式第1号）を用いてください。
- (5) 代理人が入札する場合は、委任状（別記様式第2号）を提出してください。
- (6) 業務履行が困難と判断できる高額な貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (7) 1回目の入札で設置予定者が決定しない場合は再度入札を行います。入札回数は2回を限度とします。
- (8) 設置機械は、公告の日から1年以内に製造された未使用品とします。既設置者が契約の相手方となった場合、既設の自動販売機は撤去が必要となります。

11 設置予定者の決定

- (1) 設置予定者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定者に通知するとともに速やかに公表します。
- (2) 設置予定者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて設置予定者を決定します。

12 設置予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消します。

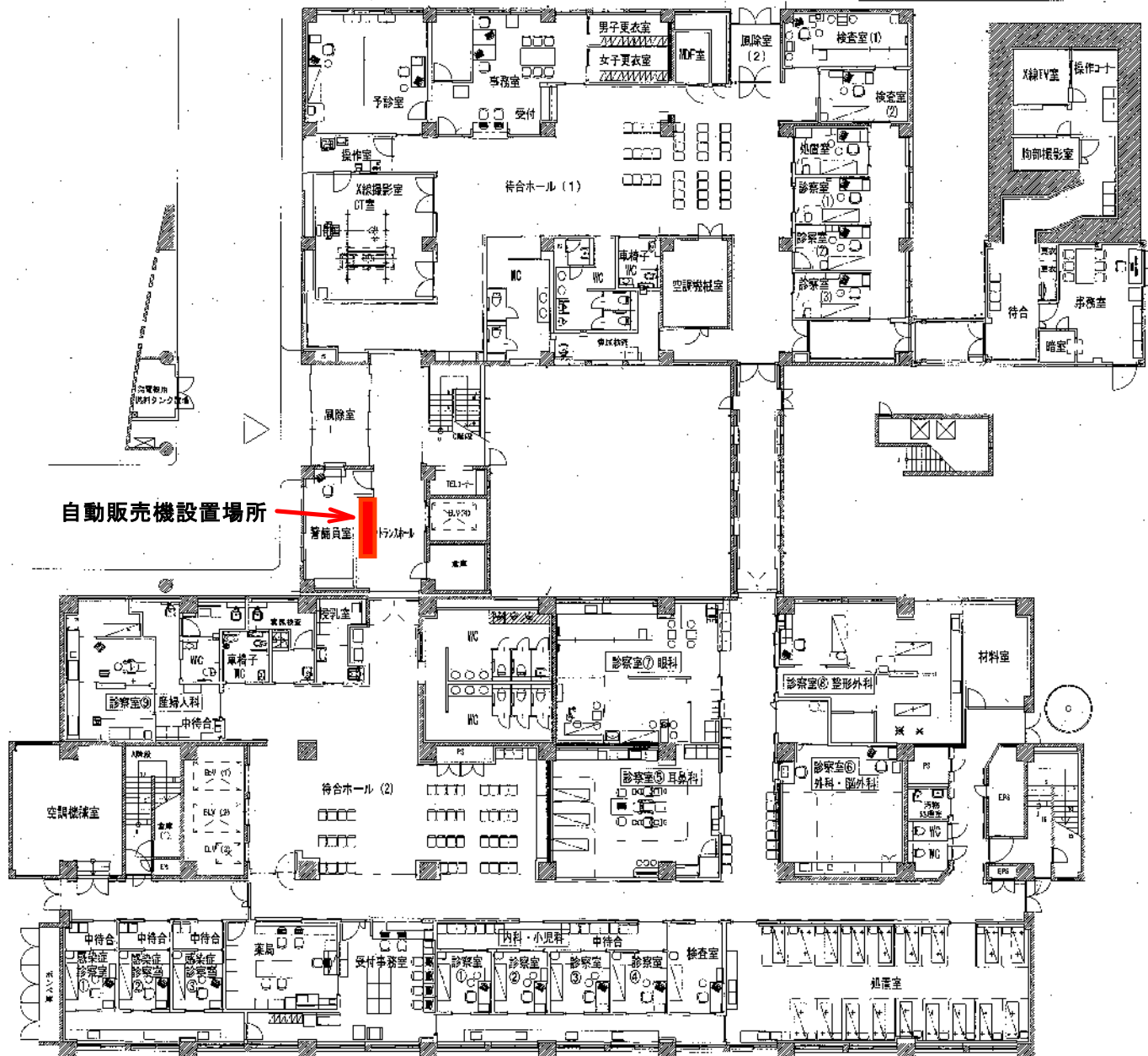
- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 設置予定者が応募の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的な信用を損なう行為等により、設置者としてふさわしくないと新潟市が判断したとき

1 3 設置予定者が設置を辞退した場合

設置予定者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定者も決める入札手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定者の次に高い金額をもって有効な入札を行った申請者を設置予定者とし、あらたな設置予定者を定めることができます。

新潟市保健所

新潟市医師会
(メジカルセンター)



新潟市急患診療センター

1階

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1. 入札（公募）物件

（１）自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

・対象となる貸付場所は、次のとおり。

○ 新潟市総合保健医療センター１階 エントランスホール

（２）貸付場所，貸付面積，台数及び最低貸付料（月額）

物件 番号	貸付場所	貸付 面積	台数	最低貸付料（月額）
1	新潟市中央区紫竹山３丁目３番１１号 新潟市総合保健医療センター１階 エレベータ前	2. 8 m ²	2	1, 2 7 1 円

※１ 「貸付面積」には，本体設置面積のほか，回収ボックス設置面積，転倒防止用器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含む。設置にあたっては，新潟市と協議のうえ設置すること。

※２ 「最低貸付料」には，消費税及び地方消費税を含まない。なお，１月に満たない期間については，日割り計算により期間中の貸付料を求める。

※３ 自動販売機の機種によっては，設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため，必ず入札（応募）前に設置場所の確認をしておくこと。

2. 貸付期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで（５年間・更新なし）

3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

（１）大きさ，デザイン及び電力等

① それぞれの自動販売機の大きさは，「貸付面積」以内とする。

② デザイン及び色は，周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

・以下の条件のうち，最低でも３項目以上を満たしていること

○ 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること

○ 硬貨投入口が受け皿型（一括投入方式）となっていること

○ 硬貨返却レバーは，小さな力で容易に操作できるものであること

○ 硬貨返却口は，片手で硬貨を取り出せる構造であること

○ 紙幣挿入口は，片手で操作できる構造であること

○ 通常の商品選択ボタンに加え，低い位置（車椅子対応）にもボタンがあること

○ 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

③ 消費電力は１５００Ｗ以下，電流は１５アンペア以下に限る。

④ 設置する機械は，公告の日から概ね１年以内に製造された未使用機械とする。

(2) 災害対応

- ① 大規模災害発生時において、新潟市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。
- ② 災害対応型であることを表示していること。

(3) 環境対策

- ① ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、または代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用した機種とする。
- ② 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(4) 安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4. 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトル・紙パックによる販売に限る。
- (2) 標準販売価格以下の販売とする。
- (3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツド

リンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5. 貸付料

(1) 貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、毎月新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。

(2) 標準貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「貸付料入札(提案)書」に記載された貸付単価(売上額100円に対する貸付料)を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。)に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。)とする。

なお、標準貸付料が最低貸付料を上回る場合は標準貸付料を、標準貸付料が最低貸付料を下回る場合は最低貸付料を、新潟市に支払うものとする。

6. 売上手数料

徴収しない。

7. 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置(電気、配線等)維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

① 「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置事業者が負担する。

② 新潟市が発行する納入通知書により、毎月新潟市が指定する期日までに納入すること。

(3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

8. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

9. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

(1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11. その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、新潟市はその責を負わない。

12. 参考データ

(1) 新潟市総合保健医療センターには約210人の職員が在籍しています。

(2) 施設利用状況（令和5年度実績）

・施設利用者 新潟市急患診療センター 44, 112人/年
新潟市口腔保健福祉センター 2, 538人/年

・開庁時間 平日 午前8時30分から翌午前7時
土曜日 午後2時から翌午前7時
日曜・祝日 午前7時～翌午前7時

・ 閉庁日 なし

(3) 年間販売実績

令和2年度 15,178本

令和3年度 22,800本

令和4年度 23,290本

令和5年度 22,106本

業務実施要領

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い設置業者に保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 販売商品の容器は缶・プラスチック容器(ペットボトルを含む)・紙パックに限るものとし、ガラスびんは禁止する。ただし、ガラスびんは新潟市が認めた場合のみ販売可とする。
- (3) 自動販売機の機種(型式)並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、事前協議すること。
- (4) 設置業者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは新潟市と事前協議すること。

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了の日までに撤去すること。

3 売上金額等の確認について

設置業者は各月の売上金額等を、自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認し、翌月10日までに新潟市に売上金額等を証する書類を提出すること。ただし、新潟市が立ち合いを申し出た場合は、新潟市立ち合いのうえ確認すること。また、新潟市が売上金額等の調査を行う場合は、実地調査及び関係書類等の提出を求めることができる。

4 貸付料の納入

- (1) 毎月、新潟市の発行する納入通知書により甲に支払うこと。
- (2) 契約に定めた納入期限までに、納入を完了すること。
- (3) 貸付料の納入が遅延したときは、その間営業停止の措置をとる。

5 設置業者の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検(賞味期限切れ等)は厳しく管理すること。
- (2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。
- (3) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

6 その他

- (1) 自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- (2) 自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の故障、つり銭不足の苦情は設置業者の責任において迅速に対応すること。また、故障の連絡先を明記したステッカーを見やすい場所に貼付すること。
- (3) 自動販売機の稼動は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実に行うこと。
- (5) 施設内では新潟市の指示に従うこと。